

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1章 第10条	<p>第10条（割引パスポート）</p> <p>1. 「割引パスポート」（以下、「パスポート」といいます）とは、利用者が、所定の金額（以下、「パスポート利用料」といいます）を事前に支払うことにより、本クラウドサービスの特定のサービスまたはプラン（以下、「適用サービス」といいます）について、所定の期間における利用料金の割引を行う制度です。パスポート利用料、適用期間、割引率、その他パスポートの内容については、当社サービスページに定めるものとします。</p> <p>2. （略）</p>	<p>第10条（割引パスポート）</p> <p>1. 「割引パスポート」（以下、「パスポート」といいます）とは、利用者が、所定の金額（以下、「パスポート利用料」といいます）を事前に支払うことにより、本クラウドサービスの特定のサービスまたはプラン（以下、「適用サービス」といいます）について、所定の期間における利用料金の割引を行う制度です。パスポート利用料、適用期間、割引率、その他パスポートの内容については、当社サービスページに定めるものとします。</p> <p>2. （略）</p>	<p>・文意を明確にいたします。</p>
第2章 新設	<p>（新設）</p>	<p>第6節 Sophos UTM（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）</p> <p>第20条（契約）</p> <p>1. 本オプションサービスは、利用者と興安計装株式会社（以下、本節において「サービス提供元」といいます）の間で、サービス提供元が定める本オプションサービスに関する利用規約に基づく利用契約を締結のうえ提供されるものであり、当社はその利用契約にかかるサービス提供元への申込手続の代行、料金回収およびサポート（以下、本節において総称して「当社業務」といいます）を行うものです。</p> <p>2. 当社は、第1項に定める当社業務に当社にのみ起因する瑕疵（サービス提供元への申込手続の当社による代行的遅延は、瑕疵に含まれないものとします）があった場合を除き、利用者の本オプションサービスの利用に関し、いかなる責任も負わないものとします。</p>	<p>・新しくリリースする Sophos UTM について、条文を追加いたします。</p>
附則 第1条	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成29年3月31日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年6月29日より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成29年6月29日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年1月25日より適用されます。</p>	<p>・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>